

なくそう！セクハラ3

平成23年度版

千葉県教育委員会



チャーバくん

セクハラと感じたら一人で悩まないで！

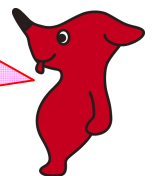
セクハラに関する実態調査結果より(平成22年度)

下段は21年度

アンケート項目(複数回答)	男子	女子	全体
①授業中に性的な話・冗談等(じょうだん)を言われ、不快であった。	169 (310)	259 (500)	428人 (810人)
②授業中や生徒指導中、必要以上に身体を触られ、不快であった。	71 (67)	167 (153)	238人 (220人)
③みんなの前で容姿(ようし)を話題にされ、不快であった。	91 (115)	93 (129)	184人 (244人)

「セクハラ被害を受けた」と答えた生徒の割合は1.2%。(100人の中1.2人の割合。)前年は、1.6%。割合は年々減少していますが、未だ根絶には至っていません。

ゼロになるといいな。



回答生徒数 88,637人(県立中学校156人 県立高等学校87,420人 特別支援学校高等部1,061人)

「セクハラ」と感じた具体的な事例1

★発言に関する事例…

- ・授業中、先生の性的な内容の冗談が冗談に聞こえず不快であった。
- ・授業で見たアニメのビデオに、全裸シーンがあった。

★行動に関する事例…

- ・先生に、プリントやボールペンで身体を突かれて不快であった。
- ・先生と話す際、顔がすごく近くて不快であった。
- ・先生に、頭髪・服装指導の際、必要以上に髪の毛を触られた。

セクハラとは「セクシュアル・ハラスメント」の略で、『相手に不愉快(ふゆがい)にさせる性的な言動』のことをいうんだ。

セクハラ相談員とは？

★各学校には、「セクハラ相談員」が必ずいます。

- ・担当の先生の名前を知っていますか？
- ・ _____ 先生(普段は _____ にいます。)
- ・ _____ 先生(普段は _____ にいます。)

★セクハラ相談員は男性と女性の先生がいます。相談しやすい先生に相談しやすい場所で、いつでも相談をしてください。
セクハラ相談員の先生の名前と普段いる場所を覚えましょう。

セクハラを受けていると感じたら

セクハラは法的に許されないだけでなく、個人の尊厳を不当に傷つける社会的にも許されない行為です。

★はっきりと相手に嫌だという気持ちを伝えましょう。

NOと言える勇気！

★明確な意思表示

★信頼できる人に相談しましょう。

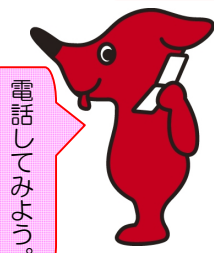
相談する勇気！

★あなたは悪くない



セクハラ相談はどこにすればいいの？

去年、学校にセクハラ相談員の先生がいることを知っている生徒の割合は、49%でした。今年は相談員の先生をこのリーフレットに書くことで是非覚えてください。



電話してみよう。

- ★まずは学校のセクハラ相談員の先生に相談してください。
- ★電話で相談できる窓口があります。(右の表参照)
- ★プライバシーは守られます。

相談窓口	電話番号
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
教育庁 企画管理部 教育総務課	043-223-4143
教育庁 教育振興部 教職員課	043-223-4036
” 指導課	043-223-4054
” 特別支援教育課	043-223-4045

ホームページ「ちばの教育」には他の相談機関も紹介されています。



生徒によるセクハラってあるの？

「セクハラ」と感じた具体的な事例2

- ★学校において生徒がセクハラと感じるのは、異性の先生によるものだけではありません。異性の生徒、同性の先生・生徒によるものもあります。
- ★先生も、生徒からの言動をセクハラと感じることがあります。
- ★学校外でも多くいます、知人や他人によってセクハラを受けたと感じた生徒は多くいます。

★先生が不快に感じた事例…

- ・女子生徒の、極端に短いスカートや胸元をはだけたシャツの着方を不快に感じた。
- ・生徒から、容姿に対するからかいを受けた。生徒から、意味もなく抱きつかれて不快に感じた。

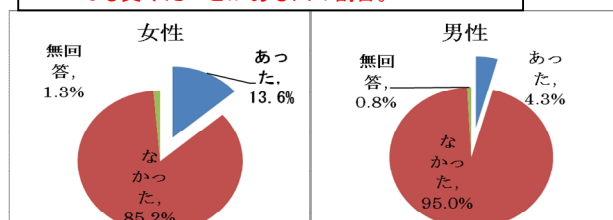
★学校外で不快に感じた事例…

- ・友人や知り合いから、しつこくメールアドレスを聞かれた。性的な関係を求められた。
- ・通学中に、痴漢行為を受けた。迷惑メールがたくさん送られてくる。etc…

デートDVについても理解しよう。

★相手を傷つけないために日ごろから相手の立場になって考えて、一人ひとりの人権意識を高めよう。

10歳代、20歳代で交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかの行為を1つでも受けたことがある人の割合。



デートDVは、交際相手からの暴力のことです。被害は、10代から始まっています！

こんなことがデートDVです。

- ★身体的な暴力…
 - ・なぐる ・ける ・物を投げつける など
- ★精神的な暴力…
 - ・大声でどなる ・おどす
 - ・交友関係や電話、メールの内容などをこまかくチェックする など
- ★性的な暴力…
 - ・性的な行為を強要する など
- ★経済的な暴力…
 - ・お金を強要する ・お金を借りさせる など



思い当たることはないかな？

ケータイ版DV情報



★ デートDVの相談窓口は

千葉県女性サポートセンター (043-206-8002) (24時間 365日電話対応)
 ちば県民共生センター (04-7140-8605) (女性用) (火曜日～日曜日)
 (043-285-0231) (男性用) (火、水) など